

令和3年度保育士等キャリアアップ研修会

保育所保育指針にみる 保護者支援・子育て支援

～保育所・こども園の特性を活かした支援とは～

2022/2/15 担当：新開よしみ

保育所保育指針にみる保護者支援・子育て支援

- ・昭和40年（1965年）「家庭との関係」
- ・平成2年（1990年）「家庭や地域社会と連携を密にして、家庭養育の補完を行う」「保護者が子どもの状態を理解できるようにする」「保護者を指導する」
- ・平成12年（2000年）第12章「**虐待**などへの対応」第13章「**障害**のある子どもの保育」「**特別な配慮**を必要とする子どもと保護者への対応」「**地域における子育て支援**」（児童福祉法改正の影響）
- ・平成20年（2008年）**第6章「保護者に対する支援」**創設：「保育所における保護者に対する支援の基本」「保育所に入所している子どもの保護者に対する支援」「地域における子育て支援」



- ・現行（2017年）の保育指針**第4章「子育て支援」**…子育て家庭への支援の目的や内容、保護者との関係のあり方を明記

保育所保育指針「子育て支援」

- 2008年度版指針「保護者に対する支援」→2017年度版指針「子育て支援」
- **子育て支援：より広がりを意識した活動へ！**
 - * 園が地域の拠点となって子育てのさまざまな問題にかかわり支援する
 - * 虐待やDVの発見・防止、地域の高齢者の力を若い世代の子育てにつなげる等を含めた総合的な関係づくり、街づくりという広い意味合い
- 子どもを社会全体で育てるという「子ども・子育て支援法」の理念を反映させて、保育所もその一翼を担おうという呼びかけ
- ※子育てを自ら実践する力の向上をめざして、保護者と連携して子どもの育ちを支えるという視点の強調
- ※地域の子育て家庭に対する支援…「積極的に行うよう努めること」（保育所）「必ず実施すること」（認定こども園）

主な改定のポイント

- ・ 保護者の行う子育てを支援
- ・ 保護者と連携して子どもの育ちを支えることの強調
- ・ 保育の特性を生かして行うとともに、保育と連動していることへの理解の必要性
- ・ 外国籍の家庭等、特別な配慮を必要とする家庭のとらえ方の広がり
- ・ 保育所はソーシャルワーク機能を担うのではなく、
ソーシャルワーク機能を担う専門機関と連携しながら支援を行う（ソーシャルワークを理解した上で、保育の専門性…ケアワーク+乳幼児教育の専門性を基盤として）

改定のキーとなる概念は…

1. 保護者との相互理解
2. 地域に開かれた子育て支援

1. 保護者との相互理解

～入所児の保護者を対象とした支援～

第4章 2 保育所を利用している保護者に対する支援

(1) 保護者との相互理解

ア 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、**保護者との相互理解**を図るよう努めること。

イ 保育の活動に対する保護者の積極的な参加は、保護者の**子育てを自ら実践する力の向上**に寄与することから、これを促すこと。

第4章 2 保育所を利用している保護者に対する支援

(2) 保護者の状況に配慮した個別の支援

ア 保護者の就労と子育ての両立等を支援するため、保護者の多様化した保育の需要に応じ、病児保育事業など多様な事業を実施する場合には、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの福祉が尊重されるよう努め、**子どもの生活の連続性**を考慮すること。

イ **子どもに障害や発達上の課題が見られる場合**には、市町村や関係機関と連携及び協力を図りつつ、保護者に対する個別の支援を行うよう努めること。

ウ **外国籍家庭など、特別な配慮を必要とする家庭の場合**には、状況等に応じて個別の支援を行うよう努めること。

第4章 2 保育所を利用している保護者に対する支援

(3) 不適切な養育等が疑われる家庭への支援

ア 保護者に育児不安等が見られる場合には、保護者の希望に応じて個別の支援を行うよう努めること。

イ 保護者に不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や関係機関と連携し、要保護児童対策地域協議会で検討するなど適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。

保護者との相互理解（連携）：

- ・ **一緒に**子どもを育てていこうとする姿勢
- ・ 「**信頼関係**」構築への取り組み
- ・ **保護者理解**のあり方
- ・ **園の保育に対する理解**を深める工夫
- ・ **情報交換**のあり方
- ・ 保護者の**多様な子育ての悩みの理解**
- ・ 保護者の悩みを**受け止め**、保護者が**自信を持って子育てできるよう**
に支えるためのスキル



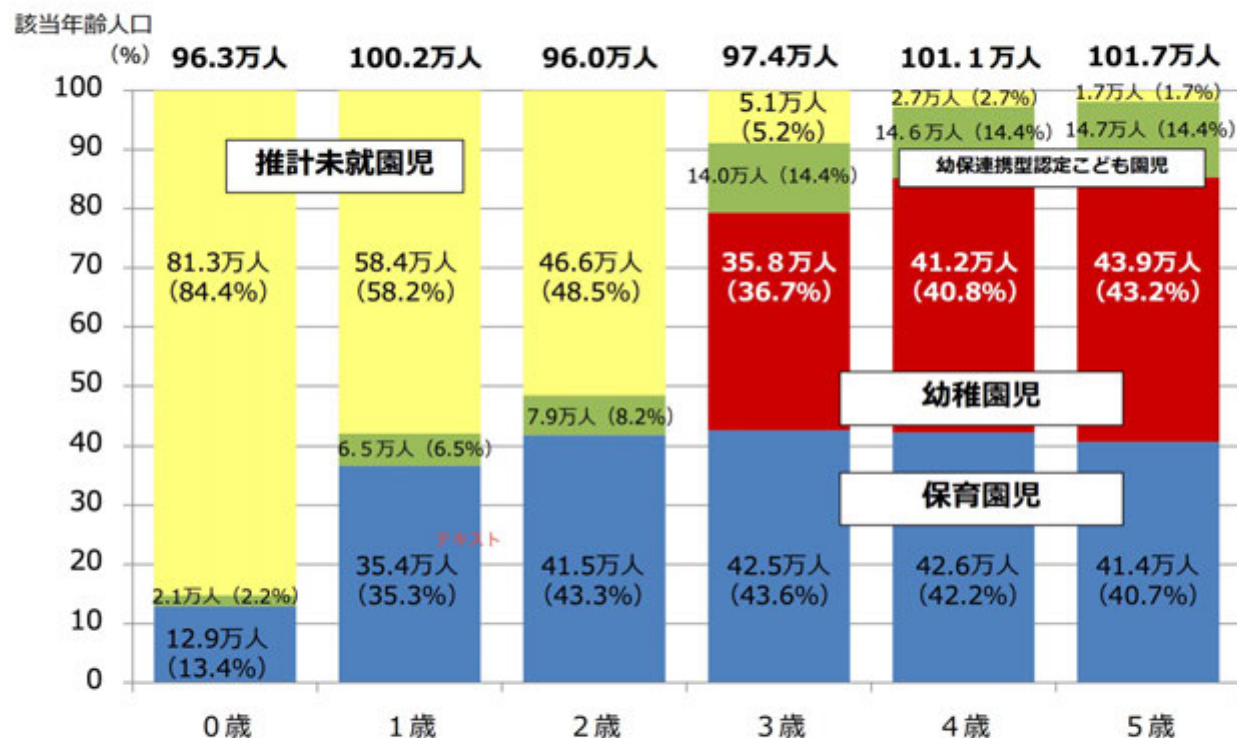
- ◆ **man-to-manだけでなく**
- ◆ **園全体で対応するチームでの相談対応力**

2. 地域に開かれた子育て支援

～地域の子育て家庭を対象とした支援～

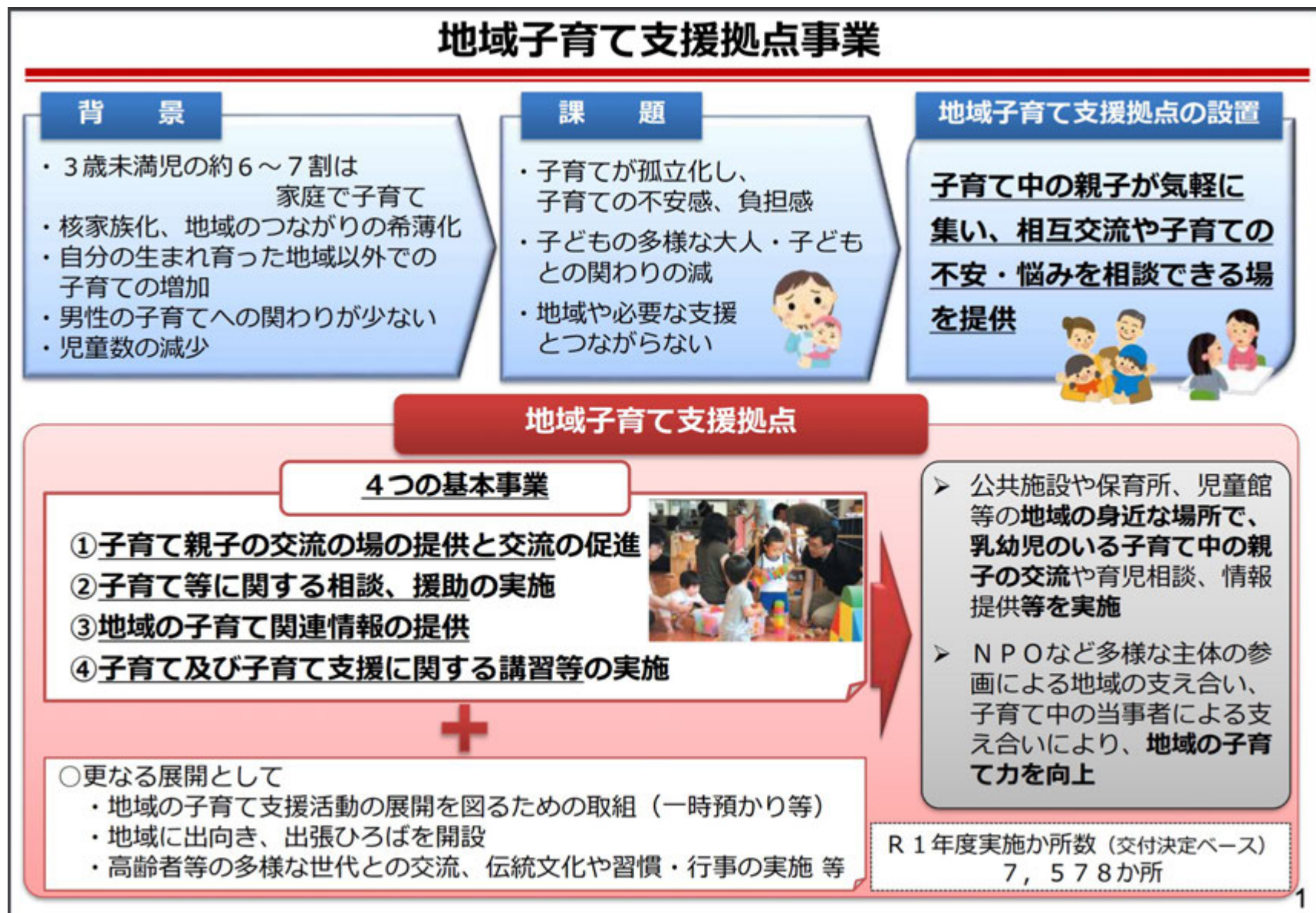
保育施設等を利用していない子育て家庭

幼稚園・保育所等の年齢別利用者数及び割合（平成30年度）



※該当年齢人口は総務省統計局による人口推計年報（平成29年10月1日現在）より。
 ※幼稚園・保育園の数は平成30年度「学校基本調査」（確定値、平成30年5月1日現在）より。「幼稚園」には特別支援学校幼稚園、幼稚園型認定こども園を含む。
 ※保育園の数は平成30年度の「待機児童数調査」（平成30年4月1日現在）より。なお、「保育園」には地方裁量型認定こども園、保育所型認定こども園、特定地域型保育事業も含む。4歳と5歳の数値については、「待機児童数調査」の4歳以上の数値を「社会福祉施設等調査」（平成29年10月1日現在）の年齢別の保育所、保育所型認定こども園、小規模保育所の利用者数比により按分したもの。
 ※「推計未就園児」は、該当年齢人口から幼稚園在園者数、保育園在園者数及び、幼稚園型認定こども園在園者数を差し引いて推計したものである。
 ※四捨五入の関係により、合計が合わない場合がある。

地域子育て支援拠点事業とは…



地域子育て支援拠点事業の概要

	一般型	連携型
機能	常設の地域の子育て拠点を設け、地域の子育て支援機能の充実を図る取組を実施	児童館等の児童福祉施設等多様な子育て支援に関する施設に親子が集う場を設け、子育て支援のための取組を実施
実施主体	市町村(特別区を含む。) (社会福祉法人、NPO法人、民間事業者等への委託等も可)	
基本事業	①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ③地域の子育て関連情報の提供	②子育て等に関する相談・援助の実施 ④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
実施形態	①～④の事業を子育て親子が集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、相互に交流を図る常設の場を設けて実施 ・地域の子育て拠点として地域の子育て支援活動の展開を図るための取組(加算) 一時預かり事業や放課後児童クラブなど多様な子育て支援活動を拠点施設で一体的に実施し、関係機関等とネットワーク化を図り、よりきめ細かな支援を実施する場合に、「地域子育て支援拠点事業」本体事業に対して、別途加算を行う ・出張ひろばの実施(加算) 常設の拠点施設を開設している主体が、週1～2回、1日5時間以上、親子が集う場を常設することが困難な地域に出向き、出張ひろばを開設 ・地域支援の取組の実施(加算)※ ①地域の多様な世代との連携を継続的に実施する取組 ②地域の団体と協働して伝統文化や習慣・行事を実施し、親子の育ちを継続的に支援する取組 ③地域ボランティアの育成、町内会、子育てサークルとの協働による地域団体の活性化等地域の子育て資源の発掘・育成を継続的に行う取組 ④家庭に対して訪問支援等を行うことで地域とのつながりを継続的に持たせる取組 ※利用者支援事業を併せて実施する場合は加算しない。	①～④の事業を児童館等の児童福祉施設等で従事する職員等のバックアップを受けて効率的かつ効果的に実施 ・地域の子育て力を高める取組の実施(加算) 拠点施設における中・高校生や大学生等ボランティアの日常的な受入・養成の実施
従事者	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(2名以上)	子育て支援に関して意欲があり、子育てに関する知識・経験を有する者(1名以上)に児童福祉施設等の職員が協力して実施
実施場所	公共施設空きスペース、商店街空き店舗、民家、マンション・アパートの一室、保育所、幼稚園、認定こども園等を活用	児童館等の児童福祉施設等
開設日数等	週3～4日、週5日、週6～7日/1日5時間以上	週3～4日、週5～7日/1日3時間以上

保育所やこども園における地域子育て支援サービス

（１）園の開放

1. 園庭開放
2. 園文庫開放（絵本の貸し出しなど）
3. 園の行事の活用（お祭りやバザーなど）

※**コミュニケーションや体験の共有**…モノや場・機会を提供するだけでなく、さりげなく遊びに誘ってみたり、話しかけたりするなど

保育所やこども園における地域子育て支援サービス

（２）保育者の専門性を生かした活動の提供

- 1．出張ひろば（出前保育）
- 2．体験保育
- 3．給食体験

※地域の親子が幼児教育や保育、児童文化財にふれる機会、園児とふれ合い集団活動を体験する機会

保育所やこども園における地域子育て支援サービス

（３）一時預かり

※保護者の多様なニーズへの対応

- ・ 短期間の就労や冠婚葬祭など
- ・ レスパイトサービス…保護者自身のリフレッシュのため

※通常の保育以上に、一人ひとりの子どもの心身の状態に注意し、
ていねいな対応が必要

地域に開かれた子育て支援：

- ◆地域の保護者が**利用しやすい環境**を整え、**安心して頼れる場所**になること
- ◆地域の力を**借りる**姿勢
- ◆地域の実態を**知る**姿勢
- ◆地域の社会資源へ**つなぐ・つながる**姿勢
- ◆仕組みづくりを**意識**すること
- ◆保育所の特性・強みと限界を**理解**してもらうこと
- ◆情報交換のあり方を**工夫**すること

地域の子育て家庭への支援に必要な
2つの視点

子育て家庭を地域で支える

+

子育てを支える地域をつくる

先生方の在住・在勤の地域の子育て支援サービスは？

- (1) 地域子育て支援拠点リスト
(名称・サービス内容など)

例：つどい・広場・子育てサロンなど

- (2) 子育てに関する情報提供

例：子育てアプリ、子育てマップなど

さがみはら
広報
NO.1267
毎月1日・15日発行
2013 6/15
発行所：相模原市
〒250-0577
相模原市中央区中央2丁目15番15号
ホームページ
http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/
編集：相模原市広報課 042-769-8200
市の予算外、イベントや施設の利用、他機関に
相模原市コールセンター ☎042-770-7777
携帯電話用ホームページ
http://mobile.city.sagamihara.kanagawa.jp/
Twitterアカウント「相模原市シティセールス推進課」
@sagamihara_PR
Facebookページ「相模原市シティセールス」
http://www.facebook.com/sagamihara.pr

湘南都市 さがみはら
政令指定都市・相模原市、未来へ向かう企業です。

ITOPICS トピックス

きれいなまちづくりの日 キャンペーンを実施



ポイ捨て禁止条例（ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例）で定めた「きれいなまちづくりの日」である5月30日に、相模原市・橋本・相模大野駅周辺地区で「きれいなまちづくりの日キャンペーン」を実施しました。
当日は、多くの市民・事業者の皆さんやポイ捨て禁止キャラクターなどが参加し、清掃活動やポイ捨て禁止のPR活動を行いました。
今後も、「きれいなまちづくり」実現のため、皆さんのご協力をお願いします。

お問い合わせ
資源循環推進課 ☎042-769-8334

LINEUP 今月の主な内容

- さがみ湖上遊覧・相模原湖遊覧大会
- 市民参画者賞・メッセージ花火受け付け開始
- 相模川ピレリッジ若あゆで思い出作り
- ウェルネス通夜（保健・介護予防事業内）



新たに2か所オープン
子育て中の親子などが気軽に集える場所
地域子育て支援拠点事業
市では、「さがみはら いそいそ親子 応援プラン～市次世代育成支援行動計画（後継計画）」に基づき、総合的な子育て支援に取り組んでいます。
その一つである地域子育て支援拠点事業については、南区内の「子育て広場」との設置に続き、このたび、新たに中央区内に2か所オープンしました。
この事業は、乳幼児の親子や妊娠中の人が訪れ、自由に遊んだり子育ての情報交換をしたりできる場所を常設することで、子育てに対する不安の解消や地域で支え合う子育てをめざすものです。今年度中に緑区内への設置も予定しています。

気軽に
おいでよ！
**地域子育て支援
拠点事業**
詳しくは、市ホームページの「暮らしの情報」→「子育て」→「地域の子育て支援」→「子育て広場」か、こども青少年課などにあるパンフレットをご覧ください。

名 称	実施場所・電話番号	実施日時
バンビの ぼりぼり広場	中央区鹿沼台 1-7-7 トラストテック相模原ビル 4階 ☎042-776-2286	月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後3時
子育てサロン & 交流広場 かみみぞ ひだまり	中央区上馬 5-1-11 上馬商店街内 ☎030-5535-8040	月～金曜日（祝日を除く） 午前10時～午後4時
子育て広場 たん	南区相模大野 4-4-3 伊勢丹相模原本店6階 ベビー＆キッズコミュニケーションズ ☎030-5431-0871	月～金曜日、第2・第4土曜日（祝日、同店休業日を除く） 午前10時～午後3時

対 象 3歳くらいまでの乳幼児とその保護者、妊娠中の人とその家族

・スタッフさんに ・利用中のママさんに インタビュー

気軽に来てみてください
「バンビのぼりぼり広場」
スタッフの芥川理津子さん

訪れた人誰もがリラックスできる、温かい雰囲気づくりを心がけています。子どもと遊んだりお母さん同士でお話したり自由に過ごせます。子育ての不安や悩みの相談もできます。予約はいりませんので、気軽に来てみてください。

子どもたちと遊ぶ芥川さん

親子で楽しんでいます
「子育てサロン&交流広場 かみみぞ ひだまり」
を利用している古屋幸恵さん

子ども同士はもちろん、お母さん同士の友達もできるので、一緒に遊んだり子育て情報の交換をしたり、親子で楽しんでいます。ボランティアさんなどさまざまな世代の人と触れ合えるのもいいですね。

古屋さんと
息子の篤人くん

親子で楽しんでいます

「子育てサロン&交流広場 かみみぞ ひだまり」
を利用している古屋幸恵さん

子ども同士はもちろん、お母さん同士の友達もできるので、一緒に遊んだり子育て情報の交換をしたり、親子で楽しんでいます。子どもが、ボランティアさんなどさまざまな世代の人と触れ合えるのもいいですね。



古屋さんと
息子の篤人くん

くにたち子育て応援アプリ

ええやん！ ツイート 更新日：平成28年7月26日

くにたち子育て応援アプリ、情報発信中！！



スマートフォンなどでおつかいいただけるアプリを通して、市の子育てサービスや制度、子育て世帯へのお知らせなどをお届けします。「普段忙しくて、なかなか子育てに関する情報を探す暇がない」「うちの子の月齢に合ったサービスはどんなものがあるの?」といった悩みにお答えし、便利にわかりやすく情報が得られるようになります。ぜひご利用ください。

アプリとは、用途に応じてつくられたソフトウェアのこと。スマートフォンなどの端末にダウンロード・インストールすることで使用できます。

アプリの機能



制度の説明を掲載している子育て情報や各種イベントのカレンダーはもちろん、プッシュ通知でお知らせが自動配信されます。また、子育てに役立つ市内の場所や施設をマップで見ることができます。GPS機能を使用したルート検索もできます。体重や身長を記録でき、成長グラフを作成できたり、写真付きの日記も作成することもできます。

プッシュ通知とは、市からのお知らせがアプリ使用者へ自動的に通知されるものです。

アプリのダウンロード・インストール

下記のQRコードを読んでいただき、App Store か Google Play からダウンロードしてください(3月10日からです)。

場面から探す



🔍 手続き検索ナビゲーション
一部のよくある手続きをかんたんに検索できます
妊娠・出産・死亡



お知らせ

- ・くにたち子育て応援アプリ
- ・保育審議会答申について
- ・国立市保育整備計画につ

子育て支援の工夫は身近なところから

- 登降園時のやりとり
- 連絡帳、おたより、さまざまな記録の活用
- ホームページやSNSでの情報提供
- 保育参加、保育参観
- 園行事（運動会・作品展・親子遠足・夏祭り・保護者会など）
- 子育てひろば、一時保育、カフェ、談話スペースなど
- 子育てに関するイベント企画
- 地域の多様な人材、専門機関との交流・連携

…まずは**日常的に取り組めることから**…